様式第1号(第5条関係)

年　　　月　　　日

おいらせ町浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書

　おいらせ町長　　　　様

補助申請者　住所

氏名

電話

　　　　　年度おいらせ町浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けたいので、おいらせ町浄化槽設置

整備費事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請区分 | (1)浄化槽等　　　(2)浸透桝再設置 | | |
| 新設、設置  替えの別 | (1)新設　　　　　(2)耐用年数経過による設置替え | | |
| 設置場所 | おいらせ町 | | |
| 浄化槽の形式 | 名称 | 認定番号 |  |
| 浄化槽の人槽 | 人　槽 | | |
| 交付申請額 | 円 | 延　床面　積 | ㎡ |
| 建物の形態 | (1)専用住宅　　(2)併用住宅　　(3)事業所　　　(4)その他 | | |
| 建物の所有者 | (1)本人　　(2)共有　　(3)その他 | | |
| 工事の概要 | (1)新設工事　　(2)入替工事　合併浄化槽・単独浄化槽・汲取り | | |
| 事業着工予定日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 事業完了予定日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 添付書類 | １　浄化槽等新設の場合  　(1)審査を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し  　(2)設置工事を監督する浄化槽設備士免状の写しと登録会社の写し  　(3)設置浄化槽の構造図又は配置配管図  　(4)全浄協による登録証の写し又は管理票(C票)の写し  　(5)浄化槽設置工事契約書の写し又は浄化槽工事見積書の写し  　(6)浄化槽付建売住宅を購入する場合は、事前に補助対象浄化槽確認願(様式第2号)を申請し、確認を受けた確認済書(様式第3号)の写し  　(7)機能保証制度に係る保証登録証の写し  　(8)申請者及び同居者全員の住民票、申請者及び15歳以上の同居者の納税証明書又は非課税証明書  　(9)10人槽以上の浄化槽を設置する場合(4)、(7)に変えて形式適合認定書  　(10)設置場所の位置図  　(11)その他町長が必要と認める書類(貸主の承諾書、建売建築の確認書等)  ２　浄化槽等設置替えの場合  　　上記１新設の場合の(6)を除く書類と下記のもの  　(1)浄化槽が設置されて、15年の耐用年数が経過したことを証する書類  　(2)補助を受けようとする浄化槽を適切に維持管理していたことを証する書類  ３　浸透桝再設置の場合  　　上記１新設の場合の(1)、(4)、(7)を省略することができる | | |

同　　意　　書

私は、合併処理浄化槽設置補助を受けるにあたり、公共下水道等が整備された場合速やかに排水設備を実施することに同意いたします。

なお、公共下水道等が整備され、これらに伴う分担金等においても納付することを申し添えます。

　　年　　月　　日

おいらせ町長　様

〒　　　－

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　　　　　　　－　　　　　　－

**令和７年度　合併浄化槽補助金申請書類チェックリスト（一般用）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **補助金申請する場合の提出書類及び添付書類** | |  | 業者 | 町 | 備　　考 |
| １ | 補助金申請書（様式第１号） | 申請者 |  |  |  |
| ２ | 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書の写し | 申請者 |  |  |  |
| ３ | 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状及び登録会社の写し | 業者 |  |  |  |
| ４ | 設置浄化槽の構造図及び配置配管図 | 業者 |  |  | 町排水設備基準とする。  ※勾配は１％ |
| ５ | 登録浄化槽管理票（Ｃ票） | 業者 |  |  | ※１０人槽未満の場合 |
| ６ | 浄化槽設置工事契約書の写し又は、見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し | 業者 |  |  |  |
| ７ | 機能保証制度に係る機能保証登録証の写し | 業者 |  |  | ※１０人槽未満の場合 |
| ８ | 申請者及び同居者の住民票（世帯全員分） | 申請者 |  |  | 住民票謄本 同住所別世帯の場合は、同住所全員分（※１） |
| ９ | 申請者及び１５歳以上の同居者の納税証明書又は非課税証明書（※２） | 申請者 |  |  | **令和５年度分**　同住所別世帯の場合は、同住所全員分 |
| １０ | 形式適合認定書 | 業者 |  |  | ※１０人槽以上の場合 |
| １１ | 設置場所の位置図 | 業者 |  |  | 場所が分かるように表記（着色） |
| １２ | 同意書 | 申請者 |  |  |  |
| １３ | 浄化槽法第１１条検査結果書の写し | 申請者 |  |  | 最新の検査結果書  ※合併浄化槽の入替工事の場合 |
| ※１住民票謄本・・・別紙参照。 | | | | | |
| ※２市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のいずれかを支払っている方は、  納税証明書を提出すること。郵送請求もできますので、各市区町村の税務部門へお問い合わせください。  また、町内在住の方で、下水道使用料・負担金・分担金の滞納がある方は交付対象外となります。 | | | | | |
| ※旧様式は使用しないこと。 | | | | | |
| 【 メ　モ 】 | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |

※　書類の有無について、✔又は、○で記入してください｡

【 建築会社（ハウスメーカー）】　　　　 【 浄化槽施工業者 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会社名 |  |  |
| 担当者 |  |  |
| 連絡先 |  |  |

**令和７年度　合併浄化槽補助金申請書類チェックリスト（浸透桝再設置用）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **補助金申請する場合の提出書類及び添付書類** | |  | 業者 | 町 | 備　　考 |
| １ | 補助金申請書（様式第１号） | 申請者 |  |  |  |
| ２ | 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状及び登録会社の写し | 業者 |  |  |  |
| ３ | 設置浄化槽の構造図及び配置配管図 | 業者 |  |  | 町排水設備基準とする。  ※勾配は１％ |
| ４ | 浄化槽設置工事契約書の写し又は、見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し | 業者 |  |  |  |
| ５ | 申請者及び同居者の住民票（世帯全員分） | 申請者 |  |  | 住民票謄本 同住所別世帯の場合は、同住所全員分（※１） |
| ６ | 申請者及び１５歳以上の同居者の納税証明書又は非課税証明書（※２） | 申請者 |  |  | **令和５年度分**同住所別世帯の場合は、同住所全員分 |
| ７ | 設置場所の位置図 | 業者 |  |  | 場所が分かるように表記（着色） |
| ８ | 同意書 | 申請者 |  |  |  |
| ９ | 浄化槽法第１１条検査結果書の写し | 申請者 |  |  | 最新の検査結果書 |
| ※１住民票謄本・・・別紙参照。 | | | | | |
| ※２市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のいずれかを支払っている方は、  納税証明書を提出すること。郵送請求もできますので、各市区町村の税務部門へお問い合わせください。  また、町内在住の方で、下水道使用料・負担金・分担金の滞納がある方は交付対象外となります。 | | | | | |
| ※旧様式は使用しないこと。 | | | | | |
| 【 メ　モ 】 | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |
|  | | | | | |

※　書類の有無について、✔又は、○で記入してください｡

【 浄化槽施工業者 】

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 担当者 |  |
| 連絡先 |  |

別紙

　住民票謄本を取得する場合

**前提条件：住民異動（住所変更）が行われる者が含まれる世帯**

　　①申請者及び同居者が申請時点で同一世帯の場合

　　　　　　　　　　　↓

　　　現住所地の役所で住民票謄本（世帯全員分が記載されたもの）を取得。（1部）

　　②申請者及び同居者が申請時点で同住所別世帯の場合

　　　　　　　　　　　↓

　　　現住所地の役所で住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）を取得。

（住民票は計2部以上になります）

　　　例）

・申請時点で2世帯→2部、申請時点で3世帯→3部

　　　　※但し、3世帯以上の場合、住所変更を要しない世帯の場合は、この限りではない。

　　③申請者及び同居者が申請時点で別住所の場合（住民票は計2部以上になります。）

　　　　　　　　　　　↓

　　　それぞれの現住所地の役所で住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）を取得。

　　　例）

Ⅰ　夫（Ａ市）・妻（Ｂ市）が別住所の場合

→それぞれの現住所地で住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）を取得。

　　　　Ⅱ　夫（Ａ市）・妻（Ｂ市）・親（Ｃ町）が別住所の場合

　　　　　　　→それぞれの現住所地で住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）を取得。

　　　　Ⅲ　夫（Ａ市）・妻（Ｂ市）・親（Ｂ市）場合

　　　　　Ⅲ-1妻・親が別住所又は同一住所別世帯の場合

→それぞれの現住所地で住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）を取得。

　　　　　　　　（住民票は計3部（夫・妻・親）以上になります。）

Ⅲ-2妻・親が同住所同一世帯の場合

→住民票は夫＋（妻・親分）の2部

※④単身赴任している者がいる場合

住民票に記載がない場合（住民票を異動している）は、単身赴任者の住民票も取得

すること。